

〈翻  
訳〉

ヨルク・パウル・ミュラー『スイス基本権原論』（二一〇・完）

Jörg Paul Müller: Elemente einer schweizerischen  
Grundrechtstheorie. Bern, 1982.

小林 武

目 次

- 第一章 国家および法の秩序における基本権の機能
- Ⅰ. 個人と国家の間の緊張の場における基本権
1. 人類学的根拠づけ
  2. 法的前提であり創造物であるものとしての基本権
  3. 中心的な基本権にかんする諸問題
  4. 政治の手段であり目的であるものとしての基本権
  5. 客観的原則であり主観的権利であるものとしての基本権

ヨルク・パウル・ミュラー『スイス基本権原論』（二一〇・完）

二二五 (460)

6. 基本権の私人間的側面について
  - II. 基本権理論のための推論
    1. 基本権の防御的 (defensiv) 理解と構成的 (konstitutiv) 理解
    2. 右二つの理解の位置付け (Stellenwert) と境界
    3. 「制度的」(institutionell) \* 基本権理解の概念について
      - III. 国家の構成的要素としての基本権——民主的法秩序の必須物
        1. 国家の構成的要素
        2. 基本権の再構成
          - a) 憲法制定者によるもの
          - b) 連邦裁判所によるもの
            - aa) 民主的・法治国家のおよび連邦国家的秩序の必須物の番人としての連邦裁判所
            - bb) 不文の基本権の肯認
            - cc) 連邦憲法第四条の極限までの援用
            - dd) 連邦憲法の不文の基本権と連邦憲法一一三条のいう「憲法上の権利」の概念  
(以上、本誌一七二号)
3. 権利実現の過程における基本権の機能
  - a) 経済的 || 政治的領域における立法の事前形成
  - b) 立法の正式の手続
  - c) 個別事案毎の決定の手続
  - d) 内容の統制
  - e) 諸々の手続段階の相関的作用
4. 少数者の保護
5. スイスにおける基本権の、その他の特殊な機能
  - a) 連邦国家の統合 (Integration)

b) 経済制度の保障

(以上、本誌一七二号)

第二章 基本権の実現

I. 基本権を具体化する必要性

II. 基本権の部分的內容

1. 基本権の、直接的請求の根拠となる內容

2. プログラムの層 (programatische Schicht)

3. 単純な法適用の際の基本権の側面防護的 (flankierend) 作用

III. 様々な基本権內容の国家机关への配分

1. 課題——適切な機関の決定

2. 立法者

3. 執政 (Regierung) と行政 (Verwaltung)

4. 判例

付説: 権限ある国家机关の決定にかんする事例としてのスイス基本権判例の歴史

IV. 基本権に淵源する給付請求権——社会的な基本権

1. 問題

2. 連邦裁判所の判例

3. 連邦裁判所判例の分析

a) 警察の保護義務

b) 公共的理由の援用

c) 給付の性格をもった手続的保障

d) 平等処遇の命令に淵源する給付請求権

e) 拘留法における給付

4. 司法審査適合性〔判定〕の決定的基準

(以上、本誌一七四号)

V. 合憲解釈

1. 原則

2. 連邦裁判所の憲法裁判権における意義

a) 邦法令に対する抽象的規範統制

b) 邦の個別的行為に対する審査

c) 連邦法律の合憲解釈

付説、連邦参事会命令に対する適用事案における審査

3. 憲法に適合する裁量権行使

VI. 基本権の第三者効力

1. 問題

2. 第三者効力説の論拠

3. 基本権の第三者効力の原則的承認

a) 学説と憲法

b) 連邦裁判所の判例

4. 私法における基本権の適用状況

a) 直接的第三者効力か間接的第三者効力か？

b) 区別すべき必要性

c) 第三者効力理論と基本権的部分的内容

第三章 基本権の妥当領域について

I. 妥当領域の決定

1. 方法論的注記

2. 人的妥当領域の確定——各論

II. 基本権制約の問題との関連

(以上、本誌一七五号)

(以上、本誌一七六号)

(以上、本誌一七七号)

第四章 基本権の制約

I. 法律上の根拠

1. 法律と基本権の間の同一化傾向 (Konvergenz) と衝突 (Konflikt)

2. 基本権制約のための前提としての法律

a) 基本権制約の際の法律の位置付け

b) 法律の根拠の要請

c) 個別事例

aa) 特別の法律関係

bb) 警察的一般条項

付説・慣習法

d) 法律上の根拠の要求にかなする連邦裁判所のその他の国法裁判の基本権関係

aa) 代表の原則

bb) 連邦憲法第四条の分野における合法性の原理

cc) 評価

3. 基本権保障のための法律の機能への期待

a) 法律への伝統的な期待

b) 平等に処遇する法律の自由保障機能の喪失

c) 個別事例毎の正義にかなする法律的規律の不可能性

d) 判決の正確さのための最善の保証 (Gewähr) をともなった手続

II. 公共の利益と比例原則

1. 基本問題 II 利益衡量

2. 利益衡量の方法

3. 公共の利益の決定

a) 社会の変化を背景とした連邦裁判所判例の展開

(以上、本誌一七八号)

(以上、本誌一七九号)

(以上、本誌一八〇号)

- b) 公共の利益を決定する手続と基準
  - c) 「公共の利益」(«öffentliches Interesse») 概念の不十分々
  - d) 妥当する侵害利益 (das geltendes gemachten Eingriffsinteresse) の質の審査 (以上、本誌一八一号)
4. 比例原則
- a) 客観的内容 (sachlicher Gehalt)
  - b) 行政法における比例原則の部分内容 (Teilgehalt)
  - c) 基本権侵害の審査の際の比例原則
    - aa) 出発点 II 基本権の保護領域の關係性
    - bb) 基本権の比例原則審査の特殊性
    - cc) 人的關係の顧慮
    - dd) それ自体は合憲的な規範の適用の際の比例原則の審査
    - ee) 比例原則と裁量
  - d) 特別の基本法としての比例原則?
    - aa) 連邦裁判所の判例
    - bb) 基本権の時宜に叶った (punktuell) 性格から出る疑念
    - cc) 一般的比例原則「の原理」による恣意禁止の限界付け
    - dd) 付説: 人格的自由との關係
- III. 核心的内容
1. 核心的内容の保障の機能
- a) 歴史的視点
  - b) 立法の制約
  - c) 判決の制約
2. 核心的内容の確定
- a) 判決の展開指針
- (以上、本誌一八二号)

- b) 核心的内容の確定についての方法
  - c) 核心的内容の確定に対する国際法の影響
  - d) 事例
  - 3. 核心的内容の保障という開かれた問題
- 第五章 基本権の競合
- I. 序論
  - II. 競合問題解決の不可避性
    - 1. 基本権の多様な機能
    - 2. 基本権の多様な制約可能性
    - 3. 時効の適用を受けずかつ不可譲の基本権
  - III. 課題 II 紛争の中に具体的に存在している諸利益の分析と評価
    - 1. 具体的な紛争局面の関連性
    - 2. すべての関連ある基本権内容への顧慮
  - IV. とくに連邦憲法第四条の・他の基本権との関係について
- 第六章 人権の国際法的保障とその連邦憲法上の基本権との関係
- I. 国際法における人権
    - 1. 国際的次元での人権の法典化 (Kodifikation)
    - 2. 国際法的人権保障の固有性
  - II. スイスにおける国際法的人権保障の妥当性
    - 1. 判決にかんして
    - 2. 立法にかんして
    - 3. 外交政策において
  - III. 連邦憲法の基本権と欧州人権保護条約 (EMRK) の間の関係
    - 1. 欧州人権保護条約の憲法水準 (Verfassungsrang)

(以上、本誌一八四号)

2. 欧州人権保護条約の保障と連邦憲法の基本権との一致？  
3. 連邦連邦と欧州人権保護条約が同時に援用された場合に連邦裁判所の執るべき措置

(以上、本誌一八五号)  
(以上、本誌一八六号)

付 録

事項索引

翻訳者が付加した資料

1 (解説) スイス連邦憲法の歴史と特質

(以上、本誌一八七号)

2 全面改正されたスイス連邦憲法(一)

(以上、本誌一八八号)

全面改正されたスイス連邦憲法(二・完)

(以上、本誌本号)



## 全面改正されたスイス連邦憲法（二・完）

### 第四節 環境および国土計画 (Raumplanung)

#### 第七三条（持続性）

連邦および邦は、一方では、自然とその更新力との間の、長期にわたって釣合いのとれた関係をつくり出し、また他方では、自然を人間による使用に耐えうるようなものとするために努力する。

#### 第七四条（環境保護）

- ① 連邦は、人およびその自然的環境を、有害または不快な作用から保護することにかんじて、規則を制定する。
- ② 連邦は、前項にいう作用を回避するために配慮する。回避および除去に要する費用は、発生者が負担する。
- ③ 邦は、法律がそれを連邦に留保していない限りで、〔第一項の〕規則を施行することにかんする権限を有する。

#### 第七五条（国土計画）

- ① 連邦は、国土計画にかんする原則を設定する。それは、邦を義務づけ、また、土地の合目的で儉約した利用と国の秩序ある居住地開発に資するものである。
- ② 連邦は、邦の努力を奨励し、調整し、かつ、邦と協働する。
- ③ 連邦および邦は、自己の任務を遂行するにあたって、国土計画の必要性を顧慮する。

## 第七六条 (水)

① 連邦は、その権限の範囲内で、水資源の儉約した利用および保全にかんして、ならびに、水の危険な作用の防止にかんして配慮する。

② 連邦は、水資源の保全および開発にかんして、エネルギー発生のための、および冷却目的の水の利用にかんして、ならびに、水の循環へのその他の侵害にかんして、原則を定める。

③ 連邦は、水の保護、適切な残水量の確保、河川工事、ダム設備の保安および開発にかんして規則を制定する。

④ 水資源〔の利用〕は、邦の権限である。邦は、水利用にかんして、連邦立法による制限内で、任務を遂行する。連邦は、自己の交通経営のために水を利用する権利を有する。連邦は、それにかんして使用料および補償金を支払う。

⑤ 国際的な水資源およびそれに関係する使用料にかんしては、連邦が、関係邦の意見を聴取して、これを決定する。邦際的な水資源をめぐる権利について関係諸邦間の一致が得られない場合には、連邦が決定する。

⑥ 連邦は、その任務を遂行する際には、水源地にあたる邦の関心事を顧慮する。

## 第七七条 (森林)

① 連邦は、森林がその保護、利用および福利の機能を全うするために配慮する。

② 連邦は、森林の保護にかんする原則を定める。

③ 連邦は、森林の維持のための措置を促進する。

## 第七八条 (自然および邦の保全)

① 自然および郷土の保全は、邦の権限である。

② 連邦は、自己の任務の遂行にあたって、自然および郷土の保全にかんする懸案に顧慮する。連邦は、土地状況、地域景観、史跡および自然的記念物および文化的記念物を愛護する。連邦は、右のものに公的利益が認められる場合に

は、それを完全な形で保存する。

③ 連邦は、自然および郷土の保全のための努力を支持し、また、全スイスの (gesamtschweizerisch) 意義をもつ対象を、契約により、または、公用徴収の方法で取得または確保することができる。

④ 連邦は、動物界・植物界の保護のために、また、自然的多様性の中で動・植物の生存域を維持するために規則を制定する。連邦は根絶の危機に類している種を保存する。

⑤ 特別の美観と全スイスの意義を有する湿原および湿原景観は、これを保護する。そこにおいては、施設を建築することも、何らかの形態で建造物を変形することも、これをしてはならない。ただし、保存目的または湿原および湿原景観の従来からの国家経済的利用に資している施設は、この限りでない。

#### 第七九条 (漁撈および狩猟)

連邦は、漁撈および狩猟の行為について、とくに、多様な種類の魚類、野生の哺乳類および鳥類の保存のために、原則を定める。

#### 第八〇条 (動物の保護)

① 連邦は、動物の保護にかんして規則を制定する。

② 連邦は、とりわけ、左の事項にかんして規律する。

- a. 動物の保全および飼育。
- b. 動物実験および動物生体の手術。
- c. 動物の利用。
- d. 動物の輸入および動物製品。
- e. 動物の取扱および動物の輸送。

f. 動物の死。

- ③ 規則の執行は、法律がそれを連邦に留保していない限りで、邦の権限とする。

## 第五節 公企業および交通

### 第八一条 (公企業)

連邦は、国の全部または大部分の利益のために、公企業を設立し、または、その設立を支持することができる。

### 第八二条 (道路交通)

- ① 連邦は、道路交通にかんして規則を制定する。
- ② 連邦は、全スイスの意義を有する道路にかんして監督権を行使する。連邦は、いずれの通過道路を交通のために開かれたものとしておかなければならないかを、定めることができる。
- ③ 公道の使用には、料金を徴収しない。連邦議会は、例外を認めることができる。

### 第八三条 (国道)

- ① 連邦は、国道網の設置とその供用とを確保する。
- ② 邦は、連邦の命令に従い、かつ、その監督の下で国道を建設し、維持する。
- ③ 連邦および邦は、国道の必要経費を共同で分担する。個々の邦の分担部分は、国道による邦の負担、利益および財政能力に従ってこれを決める。

### 第八四条 (アルプス地域の通過往来)

- ① 連邦は、アルプス地域を、通過往来の否定的影響から保護する。連邦は、通過往来による負担を、人、動物および

植物ならびにそれらの生存領域が害されない範囲に限定する。

② アルプスに在所を有する・境界から境界にかけての物資の通過往来は、軌条によってこれをおこなう。連邦参事会は、必要な措置を講じる。事情が不可避である場合に限って、例外を認める。この例外については、法律により、詳細に決めなければならない。

③ アルプス地域における通過道路の受容力は、これを拡大してはならない。通り抜け交通による集落の負担を軽減するためのバイパス〔の建設〕は、この制限から除外する。

#### 第八五条（重量車輛税）

① 連邦は、重量車輛に対して、その性能または使用実績に応じた公課を、重量車輛が未だ他の費用または公課で補填されていない一般的な出費の原因となっている場合に限り、徴収することができる。

② 前項の公課の純収入は、それを、道路交通と関連を有する出費の補填に充てなければならない。

③ 邦は、純収入の一部を受け取る。この分与額の算定に際しては、山岳地域および境界地域において右公課を徴収することのもつ特別の影響を考慮しなければならない。

#### 第八六条（燃料に対する消費税およびその他の通行税）

① 連邦は、燃料に対して消費税を課することができる。

② 連邦は、重量車輛税の課税対象でない自動車およびトレーラーによる国道の使用に対して、使用料を課す。

③ 連邦は、燃料に対する消費税の純収入の半分および国道使用料の純収入を、左の、道路交通に関連した任務および出費に充当する。

a. 国道の設置、維持および運営。

b. 連絡を取り合った交通および付随的な自動車輸送の促進と交通の分離とのための措置。

c. 主要道路の設置のための負担。  
 d. 自然の暴威を防ぐ建造物を設け、また、道路交通によって不可欠となった環境および景観の保護のための措置を講じることの負担。

e. 自動車を通ず道路についての邦の負担〔の軽減〕と、道路制度における財政均衡とのための一般の負担。  
 f. 国道をもたない邦および国際的交通に寄与しているアルプス道路をもつ邦のための負担。

④ 前項の処置が〔前項各号の事項の実施に〕不足する場合には、連邦は、消費税を割り増して徴収する。

第八七条（鉄道およびその他の交通機関）

鉄道交通、ロープウェイ、航行にかんする、また、航空および宇宙飛行にかんする法律制定は、連邦の管轄事項である。

第八八条（歩行道および遊歩道）

① 連邦は、歩行および遊歩のための道路網にかんする原則を定める。

② 連邦は、前項の道路網の設置および維持のためにする邦の措置を支援し、また調整することができる。

③ 連邦は、自己の任務を遂行するにあたって、歩行および遊歩のための道路網を考慮し、また、連邦が廃止しなければならない道路について、代替措置を講じる。

第六節 エネルギーおよびコミュニケーション

第八九条（エネルギー政策）

① 連邦および邦は、各々の権限の範囲内において、充分で、拡がりをもち、かつ、安全な、また経済的で環境に支障

のないエネルギー供給と、質素かつ合理的なエネルギー消費とのために尽力する。

② 連邦は、現地にあり、かつ更新可能なエネルギー利用と、質素かつ合理的なエネルギー消費にかんして、原則を定める。

③ 連邦は、施設、車輛および機械のエネルギー消費にかんする規則を制定する。連邦は、とりわけ、エネルギーの節約と更新可能なエネルギーとの分野において、エネルギー技術の発展を促進する。

④ 家屋内でのエネルギー消費にかんする措置については、とりわけ邦がこれを担当する。

⑤ 連邦は、自己のエネルギー政策において、邦および自治体ならびに経済界の努力を尊重する。連邦は、国内の個々の地域の関係および経済的負担を考慮に入れる。

#### 第九〇条（原子力エネルギー）

原子力エネルギーの領域における法律制定は、連邦の管轄事項である。

#### 第九一条（エネルギーの輸送）

① 連邦は、電気エネルギーの輸送と引渡しにかんする規則を制定する。

② 液体または気体の燃料または発動材料の輸送のための配管設備にかんして法律を制定することは、連邦の管轄事項である。

#### 第九二条（郵便および電信制度）

① 郵便および電信制度は、連邦の管轄事項である。

② 連邦は、国の全地域における郵便および電信事業によって充分かつ安価に基本的な提供がなされるよう配慮する。料金は、統一的な原則にもとづいて定められなければならない。

## 第九三条（ラジオおよびテレビジョン）

- ① ラジオおよびテレビジョンにかんして、また、催しおよび情報を電気通信技術により伝播する他の形態にかんして法律を制定することは、連邦の管轄事項である。
- ② ラジオおよびテレビジョンは、教育と文化的発達に、また、自由な意思形成と娯楽に寄与する。ラジオおよびテレビジョンは、国の特質と邦の需要を考慮する。ラジオおよびテレビジョンは、事件を事実<sup>に</sup>即して正しく描写し、見解の多様さに適合した報道をする。
- ③ ラジオおよびテレビジョンの自律とプログラム編成における自治とは、これを保障する。
- ④ その他の情報伝達手段、とりわけ出版の地位<sup>（プレス）</sup>および任務については、これに配慮しなければならない。
- ⑤ プログラム〔編成にかんする〕訴願は、独立の訴願審級で審理を受けることができる。

## 第七節 経 済

## 第九四条（経済秩序の原則）

- ① 連邦および邦は、経済的自由の原則を維持する。
- ② 連邦および邦は、スイスの経済全般の利益を擁護し、また、私経済を〔発展させること〕をとおして、住民の福祉および経済的安全保障に寄与する。
- ③ 連邦および邦は、各々の権限の範囲内で、私経済の〔発展の〕ための地域的条件に配慮する。
- ④ 経済的自由の基本原則への違反、とりわけ競争に反対して向けられる措置などは、それが、連邦憲法に規定され、もしくは、邦の収益特権の根拠をもつ場合にのみ許容される。



第九五条（私経済的營業活動）

- ① 連邦は、私経済的營業活動の遂行に於て、規則を制定することができる。
- ② 連邦は、統一的なスイスの経済領域（の形成・発展）に配慮する。連邦は、人が学術的訓練によつて、または、連邦、邦もしくは邦の認めた訓練制度をとつて身につけた職業が全スイス（ganze Schweiz）において遂行できるようにすることを保障する。

第九六条（競争政策）

- ① 連邦は、国民経済的または社会的に損害を与えるようなカルテルの影響および他の競争の制限に反対する規則を制定する。

- ② 連邦は、左の目的で措置を講じる。

- a. 私法および公法上の、市場支配力のある企業および組織による価格形成における恣意を阻止するために。
- b. 不当競争に反対するために。

第九七条（女性消費者および男性消費者の保護）

- ① 連邦は、女性消費者および男性消費者の保護のための措置を講じる。
- ② 連邦は、消費者組織が利用することのできる法的手段に於て規則を制定する。消費者組織は、不当競争（の防止）に於て連邦法律制定の領域において職業・経済団体と同等の権利を有する。
- ③ 邦は、訴訟物の価格が確定されるまでの争訟に於て、調停手続または簡易で即時の法廷手続を定める。訴訟物価格の区分は、連邦参事会がこれを画定する。

第九八条（銀行および保険）

- ① 連邦は、銀行および証券制度に於て規則を制定する。その際に、連邦は、邦銀行のもつ特別の任務および地位

を考慮する。

- ② 連邦は、その他の領域における財政上の職務遂行にかんして規則を制定することができる。
- ③ 連邦は、私的保険の制度にかんして規則を制定する。

#### 第九九条（貨幣・通貨政策）

- ① 貨幣および通貨制度は、連邦の管轄事項である。貨幣および銀行券の鑄造・発行の権利は、もつばら連邦がこれを有する。

- ② スイス国立銀行は、独立の中央銀行として、国の全体利益に資する貨幣・通貨政策を指導する。同銀行は、連邦の協働および監督の下で運営される。

- ③ スイス国立銀行は、その収入から充分な外資保有高を確保する。

- ④ スイス国立銀行の純収入は、少なくともその三分の二が邦に属する。

#### 第一〇〇条（景気政策）

- ① 連邦は、均衡のとれた景気進展のために、とりわけ、失業および生活費高騰を防止し克服することを目的にして、措置を講じる。

- ② 連邦は、国の個々の構成単位の経済的發展に顧慮する。連邦は、邦および経済（体）と協働する。

- ③ 貨幣および信用制度において、対外経済において、ならびに、公財政の領域において、連邦は、やむをえない場合には、経済的自由に違背することができる。

- ④ 連邦、邦および自治体は、その歳入・歳出政策において、景気状況を顧慮する。

- ⑤ 連邦は、景気安定のために、臨時的に、連邦法上の公課に割増金を付し、または、これを割り引くことができる。供出された資金は、これを凍結させておくことができる。凍結解除の後、直接公課は個人に還元され、間接公課は、

割引または労働供給のために転用される。

⑥ 連邦は、企業に、労働供給準備制度の設置を義務付けることができる。連邦は、そのために租税軽減措置を擁護し、また、それにかんして邦に義務を課すこともできる。企業は、右の義務付けが解除された後に、法律の定める利用目的の範囲内で、設置したもの〔をいかに利用するか〕について自由に決定する。

#### 第二〇一条（対外経済政策）

① 連邦は、外国におけるスイス経済の利益を擁護する。

② 特別の場合には、連邦は、内国経済の保護のために措置を講じる。連邦は、やむをえない場合には、経済的自由の原則に違背することができる。

#### 第二〇二条（国土扶育）

① 連邦は、権力政治的または軍事的脅威がある場合に、また、経済が独力で対処しえないような重大な欠乏状況の際に、生活必需品および働き口を備えた国土扶育を確保する。連邦は、予備的措置を講じる。

② 連邦は、やむをえない場合には、経済的自由の原則に違背することができる。

#### 第二〇三条（構造的政策）

連邦は、国の、経済的に危機に類している構成単位を支援し、また、経済の各部門と職業について、その存立の保障を目的とした期待しうる自助の措置が間に合わない場合には、これを助成することができる。

#### 第二〇四条（農業）

① 連邦は、農業が持続的で市場に適切な生産をとおして左の事項のために本質的な寄与をすべく、配慮する。

a. 全住民に対して確実な生活保障をおこなうこと。

b. 自然的生活基盤を維持し、人工的景観を育成すること。

- c. 国土全体に集中的でない状態で人口分布をすること。
- ② 連邦は、農業の自助が期待できる場合にはこれを補完して、また、やむをえない場合には経済的自由の原則に違反して、農民による、土地統制的な経営を奨励する。
- ③ 連邦は、農業がその多機能的課題を達成するために、措置を講じる。連邦は、とりわけ、左の権限および課題を有する。
  - a. 連邦は、生態学上の業績証明がなされることを前提にして、達成された成果にふさわしい報酬を農民に得させるために、直接的支払いにより、農民の収入を補完する。
  - b. 連邦は、とりわけ、自然に親密で環境および動物に好意的な生産方式を、経済的に引き合う刺激によって奨励する。
  - c. 連邦は、食料品について、その製造元、品質、製造方法および加工工程を明示することにかんする規則を制定する。
  - d. 連邦は、肥料材料、化学製品およびその他の補助材料によって増大した侵害から、環境を保護する。
  - e. 連邦は、農業にかんする研究、討論および訓練を奨励し、調査の助成をおこなうことができる。
  - f. 連邦は、農民の土地所有を安定化するための規則を制定することができる。
- ④ 連邦は、前項までに示した課題を達成するために、農業分野での目的の定まった手段および一般的な連邦の手段を用いる。

第一〇五条 (アルコール)

蒸留酒の製造、輸入、精製および販売は、連邦の管轄事項である。連邦は、とりわけ、アルコール消費のもたらす有害な効果を斟酌する。

## 第一〇六条（賭博）

① 賭博および富籤にかんする法律の制定は、連邦の管轄事項である。

② 賭博場の開設と経営については、連邦の許可を必要とする。連邦は、許可を付与するにあたっては、地域的条件および賭博のもたらす危険を顧慮する。

③ 連邦は、収益に応じた賭博場税を課する。同税は、賭博場経営から生じた賭博収益の総額の八〇パーセントを超えてはならない。同税は、老齢・遺族・障害保険への連邦分担金の支弁のために、これを充てる。

④ 高収益の可能な・熟練を要する賭博機の〔導入の〕許可は、邦の権限である。

## 第一〇七条（武器および軍需資材）

① 連邦は、武器、武器の付属部品および弾薬類の濫用を規制するための規則を制定する。

② 連邦は、軍需資材の製造、調達および販売ならびに輸入、輸出および通過輸送にかんする規則を制定する。

## 第八節 住宅、労働、社会保険および保健

### 第一〇八条（住宅建設および住宅所有の促進）

① 連邦は、私人の自己所有を推進するための住宅の建設ならびに住宅および家屋の所有と、共同使用の住居用建物の管理者および組織の活動を助成する。

② 連邦は、とりわけ、住宅建設のための土地の調達と開発、住宅建設の合理化と低廉化および住宅費用の低廉化を促進する。

③ 連邦は、住宅建設のための土地開発と建設の合理化とにかんする規則を制定することができる。

④ 連邦は、前項までのことをするにあたっては、とくに、家族、高齢者、貧困者および障害者に配慮する。

#### 第一〇九条 (貸家制度)

① 連邦は、貸家制度における濫用、とくに法外な家賃に対抗する規則、ならびに、法外な解約告知を取り消されうるものとする事、および、賃貸借関係を期限を付して延長することにかんする規則を、制定する。

② 連邦は、概括的賃貸借契約の一般拘束的効力にかんして規則を制定することができる。右契約は、それが、理由のある少数者の利益と地域的多様性とを適切に斟酌しており、かつ、法的平等を侵害していない場合に限り、一般拘束的効力をもつものと宣言することが許される。

#### 第一一〇条 (労働)

① 連邦は、左の事項について規則を制定することができる。

a. 女性労働者および男性労働者の保護。

b. 使用者側と労働者側との関係、とくに経営上および職業上の関心事についての一般的規律にかんして。

c. 職業紹介。

d. 共同労働協約 (Gesamtsarbeitsvertrag) が一般拘束的であることの宣言。

② 共同労働協約は、それが、理由のある少数者の利益と地域的多様性とを適切に斟酌しており、かつ、法的平等と連合の自由 (Koalitionsfreiheit) とを侵害していない場合に限り、一般拘束的効力をもつものと宣言することができる。

③ 八月一日は、連邦休日である。右の日は、労働法上、日曜日と同等に扱い、有給とする。

#### 第一一一条 (老齢・遺族および障害への配慮)

① 連邦は、老齢・遺族および障害への十分な配慮のための措置を講じる。これらの措置は、三つの支柱、すなわち、連邦保険、遺族および障害保険、職業保険および個人加入保険にその基礎を置く。

② 連邦は、連邦老齢・遺族および障害保険ならびに職業保険が各々の目的を永続的に実現することができるよう配慮する。

③ 連邦は、邦に対し、連邦老齢・遺族および障害保険ならびに職業保険の制度にかんして納税義務を免除し、また、右保険にかかわる女性雇傭者および男性雇傭者に、分担金および期待権的な請求権にかんして租税軽減を保障する義務を負わせることができる。

④ 連邦は、個人加入保険について、邦と協働して、とりわけ財政・財産政策上の措置により、これを奨励する。

#### 第一一二条（老齢・遺族および障害保険）

① 連邦は、老齢・遺族および障害保険にかんする規則を制定する。

② 連邦は、規則制定にあたっては、左の原則を顧慮する。

a. 保険は、義務的であること。

b. 年金は、生存の必要を充分に充たすものでなければならぬこと。

c. 最高額の年金は、最低額の年金の二倍を超えてはならないこと。

d. 年金〔の額〕は、少なくとも、物価変動に即応したものとされなければならないこと。

③ 保険の財源は、左のものによってこれをまかなう。

a. 女性雇傭者および男性雇傭者がその女性被傭者および男性被傭者のためにその半額を負担するところの、被保険者による保険料。

b. 連邦、および、法律に定めがある場合には邦による支出。

④ 連邦および邦の支出は、合わせて、経費の半額を超えてはならない。

⑤ 連邦の支出は、まず、煙草税および蒸留酒への租税の純収入と、また、賭博場の経営への公課とによって、これを

まかなう。

⑥ 連邦は、被害者の社会復帰を助成し、また、老齢者、遺族および障害者のためになされる努力を援助する。この目的を達成するためには、連邦は、老齢・遺族および障害保険から資金を引き出すことができる。

### 第一一三条（職業保険）

① 連邦は、職業保険にかんする規則を制定する。

② 連邦は、規則制定にあたっては、左の原則を顧慮する。

a. 職業保険は、老齢・遺族および障害保険と連携しつつ、適切な方法により、通常の生活水準の維持を可能とするものであること。

b. 職業保険は、女性被備者および男性被備者には義務的であること。

c. 女性雇傭者および男性雇傭者が、その雇傭する女性被備者および男性被備者を一つの保険制度によって保護すること。必要な場合には、連邦は、右雇傭者が、女性被備者および男性被備者を一つの連邦保険制度で保護することができるようにする。

d. 自営業者は、任意に職業保険に加入することができる。

e. 自営業者の一定の集団に対しては、連邦は、一般的にまたは個別の保険事故にかんして、職業保険が義務的である旨宣言することができる。

③ 職業保険の財源は、女性雇傭者および男性雇傭者が、その女性被備者および男性被備者の保険料の少なくとも半額を負担するところの、被保険者による保険料によつてこれをまかなう。

④ 保険制度は、連邦法の定める最低必要条件を満たしていなければならない。連邦は、特別な課題の解決のために、全スイス的に適用される措置を定めることができる。



## 第一四條（失業保険）

- ① 連邦は、失業保険にかんする規則を制定する。
- ② 連邦は、規則制定にあたっては、左の原則を顧慮する。
  - a. 「失業」保険は、適切な収入の補填を保障し、また、失業を防止し克服するための措置を支担するものであること。
  - b. 加入は、女性被傭者および男性被傭者に義務付けられること。ただし、法律により、例外を定めることができる。
  - c. 自営業者は、任意に加入することができること。
- ③ 「失業」保険の財源は、女性雇傭者および男性雇傭者がその女性被傭者および男性被傭者のためにその半額を負担するところの、被保険者による保険料によってこれをまかなう。
- ④ 連邦および邦は、異常事態にあつては、財政的給付を〔失業保険に〕指し向ける。
- ⑤ 連邦は、失業救済にかんする規則を制定することができる。

## 第一五條（貧困者援護）

貧困者については、居住邦がその援護にあたる。連邦は、例外および権限を定める。

## 第一六條（家族手当および母性保険）

- ① 連邦は、自己の任務の遂行に際して、家族〔保護〕の必要を顧慮する。連邦は、家族の保護のための措置を支担することができる。
- ② 連邦は、家族手当にかんする規則を制定し、連邦の家族手当調整金庫を運営することができる。
- ③ 連邦は、母性保険を設ける。連邦は、保険給付の利益を享受しえない人にも保険料〔の納付〕を義務づけることができる。
- ④ 連邦は、家族手当調整金庫および母性保険への加入を、一般的に、または個別の住民集団について義務的である旨

宣言することができ、また、連邦の財政負担を、邦の適切な財政負担に応じたものとするすることができる。

#### 第二一七条 (疾病・災害保険)

- ① 連邦は、疾病・災害保険にかんして、規則を制定することができる。
- ② 連邦は、疾病・災害保険〔への加入〕を、一般的に、または個別の住民集団について義務的である旨宣言することができる。

#### 第二一八条 (健康の保全)

- ① 連邦は、その権限の範囲内で、健康の保全のための措置を講じる。
  - ② 連邦は、左の事項にかんして規則を制定する。
    - a. 食料品の範囲、ならびに、健康に有害な薬品、麻酔剤、微生物、化学製品および奢侈品の範囲。
    - b. 人間および動物に伝染し、強く拡散し、または悪質な病気の克服。
    - c. イオン化放射線からの保護。
- 第二一九条 (人間の領域における生殖医療および遺伝技術)
- ① 人間は、生殖医療および遺伝技術の濫用から保護される。
  - ② 連邦は、人間の胚形質・遺伝形質の関係領域にかんする規則を制定する。連邦は、その際、人間の尊厳、人格および家族の保護に配慮し、とりわけ、左の諸原則を顧慮する。
    - a. 人間の胚細胞および胎児の遺伝形質への侵害を許容しないこと。
    - b. 人間のものでない胚形質・遺伝形質を人間の胚形質の中に混入し、または両者を配合してはならないこと。
    - c. 生殖補助の手続きは、妊娠不能または重大な病気の伝染の危険を除くのに他に手段のない場合に、かつ、子どもに一定の特質をもたらす目的や研究を促進する目的でない場合にのみ、用いられてよいこと。女性の体外で人間の

卵細胞に受精させることは、法律により定められるべき条件の下でのみ許容されること。ただし、相当多数の人間の卵細胞を女性の体外で胚へと成長させてよいのは、それを即時に女性に移植させることができる場合に限られること。

d. 胎児の寄贈およびあらゆる種類の代理母は、許容されてはならないこと。

e. 人間の胚形質や、胎児から生ずるものをもって取引の対象としてはならないこと。

f. 人間の遺伝形質が検査され、記録され、または公開されてよいのは、本人の同意があるか法律の規定にもとづく場合に限られること。

g. 人が自己の血統にかんする記録を入手することが、保障されなければならないこと。

〔一九九九年二月七日の国民投票により前もって採択されていた次の条文を挿入したものが現行法である。〕

#### 第二一九条の二（移植医療）

- ① 連邦は、臓器、組織および細胞の移植の分野において規則を制定する。連邦は、その際、人間の尊厳、人格および健康に配慮する。
- ② 連邦は、とりわけ、臓器の正しい割り当てのための基準を定める。
- ③ 人間の臓器、組織および細胞の提供は、無償とする。人間の臓器を取引きすることは、これを禁止する。

#### 第二二〇条（人間以外の領域における遺伝技術）

- ① 人間およびその環境は、これを遺伝技術の濫用から保護する。
- ② 連邦は、動物、植物その他生物の胚形質・遺伝形質の関係領域にかんする規則を制定する。その際、連邦は、被造

物の尊厳ならびに人間、動物および環境の安全を顧慮し、かつ、動・植物の形態の遺伝子上の多様性を保護する。

## 第九節 女性外国人および男性外国人の滞在および定住

### 第二二一条

- ① 外国人女性および外国人男性の入・出国、滞在および定住ならびに難民の保護にかんする法律の制定は、連邦の管轄事項である。
- ② 国の安全を危うくする外国人女性および外国人男性は、これを国外追放することができる。

## 第一〇節 民法法・刑法法・測量制度

### 第二二二条 (民法法)

- ① 民法法の領域における法律制定は、連邦の管轄事項である。
- ② 民事における裁判所構成、裁判手続および判決については、邦が権限を有する。
- ③ 法的効力を有する民事判決は、全スイスにおいて執行することができる。

〔二〇〇〇年三月一二日の国民投票により変更された。〕

### 第二二二条 (民法法)

- ① 民法法および民事訴訟法の領域における法律制定は、連邦の管轄事項である。

- ② 民事における裁判所構成および判決については、法律が別に定めをしていない限り、邦が権限を有する。
- ③ 削除

### 第二二三条（刑事法）

- ① 刑事法の領域における法律制定は、連邦の管轄事項である。
- ② 連邦は、邦が左の事項について寄与することを保障する。
- a. 「刑事法領域の公共」施設の設定。
- b. 刑罰および措置の執行の改善。
- c. 少年、青年および年少成人への教育上の措置を執行する施設。
- ③ 刑事における裁判所組織、裁判手続および判決については、邦が権限を有する。

〔二〇〇〇年三月一二日の国民投票により変更された。〕

### 第二二三条（刑事法）

- ① 刑事法および刑事訴訟法の領域における法律制定は、連邦の管轄事項である。
- ② 刑事事件における裁判所構成、判決ならびに刑および措置の執行については、法律が別に定めをしていない限り、邦が権限を有する。
- ③ 現行規定の第二項

第二二四条 (犯罪被害者の救助)

連邦および邦は、犯罪行為によって自己の身体的、精神的または性的に無傷である状態を侵害された人が救助を受けられるよう、また、その人が犯罪行為によって経済的困難に陥った場合、適切に補償されるよう、配慮する。

第二二五条 (測量制度)

測量制度にかんする法律の制定は、連邦の管轄事項である。

第三章 財政秩序

第二二六条 (連邦会計の執行)

① 連邦は、その歳入および歳出を、継続的に均衡がとれるよう保持する。

② 連邦は、貸借対照表に欠損が生じたときには、これの解消にあたる。その際、連邦は、経済状況を顧慮する。

第二二七条 (課税原則)

① 租税の構成、とくに納税義務者の範囲、租税の対象およびその割当てについては、その基本的事項は、法律自身で定めなければならない。

② 租税の性質については、とりわけ、課税の一般性および均等性の原則ならびに経済的負担能力に相応した課税の原則が顧慮されなければならない。それが充たされる限りで、租税として認められる。

③ 邦間の二重課税は、これを禁止する。連邦は、必要な措置を講じる。

第二二八条 (直接税)

① 連邦は、左の直接税を課す。

- a. 自然人の所得に対して最高限度一・五パーセント。
  - b. 法人の純収入に対して最高限度九・八パーセント。
  - c. 法人の資本および準備金に対して最高限度一〇〇〇分の〇・八二五。
- ② 連邦は、税率を確定するにあたっては、邦および自治体の直接税による負担を相応に斟酌する。
  - ③ 自然人の所得に対する租税にかんしては、機械的な累進のもたらす結果を、時限を設けて調整しなければならない。
  - ④ 租税は、邦が税額の査定および徴収をおこなう。租税の総収入の一〇分の三は、邦が入手する。そのうちの少なくとも六分の一は、邦間の財政均衡をはかるためにこれを用いる。

#### 第二十九条（租税調和）

- ① 連邦は、連邦、邦および自治体の間に直接税の調和をはかることにかんして、原則を定める。連邦は、邦のする〔租税〕調和のための努力を考慮する。

- ② 〔租税〕調和は、納税義務、賦課対象および納付期限、手続法ならびに租税刑事法に及ぶ。ただし、とくに税率、課税限度および免除額は、〔租税〕調和の対象から除く。

- ③ 連邦は、不当な租税優遇措置に対抗する規則を制定することができる。

#### 第三〇条（付加価値税）

- ① 連邦は、課税対象の納入、自己消費のためのものを除くサービス行為および輸入に対して、六・五パーセントを上限として、付加価値税を課すことができる。

- ② 税収入の五パーセントは、低所得者層に対する免税措置に、これを充てる。

- ③ 国民の年齢構成の高齢化によって老齢・遺族および障害保険の財政が維持されなくなったときは、売上税の率を、連邦法律の形式で、一パーセントを上限として、引き上げることができる。

### 第一三一条 (特別消費税)

- ① 連邦は、左のものに対して特別消費税を課することができる。
- a. 煙草および煙草製品。
  - b. 蒸留酒。
  - c. ビール。
  - d. 自動車およびその部品。
  - e. 石油、その他鉱油、天然ガスおよびそれらを精製して得られる製品ならびに燃料。
- ② 連邦は、燃料に対する消費税を増徴することができる。
- ③ 蒸留酒に課せられた租税から得られる連邦の純収入のうち、邦が一〇パーセントを受け取る。この資金は、中毒問題の根源および作用を克服するためにこれを用いる。

### 第一三二条 (印紙税および為替税)

- ① 連邦は、有価証券、保険料受領証およびその他の商取引の証書に対して、印紙税を課することができる。ただし、土地取引証書および土地抵当証書は、印紙税の対象から除かれる。

- ② 連邦は、動産たる資本財産による収益、富籤の賞金および保険給付金に対して、清算税を課することができる。

### 第一三三条 (関税)

国境を越える商品流通に対する関税およびその他公課に关する法律の制定は、連邦の管轄事項である。

### 第一三四条 (邦および自治体による課税の排除)

連邦立法が加価値税、特別消費税、印紙税および為替税の対象としたものまたは非課税としたものは、邦および自治体に対しては、同種類の租税の形でこれを課すことはできない。



### 第三三五条（財政均衡）

- ① 連邦は、各邦間の財政均衡を促進する。
- ② 連邦は、〔邦間の財政均衡をはかるための〕連邦の寄与を提供するにあたっては、邦の財政能力および山岳地域を考慮する。

## 第四編 国民および邦

### 第一章 一般規定

#### 第一三六条（政治的権利）

- ① 連邦の管轄事項にかんする政治的権利は、一八歳以上であつて、かつ、精神的疾病または知的障害で行為能力の剥奪宣言を受けていることのないスイス人女性およびスイス人男性に属する。この人々はすべて、同等の政治的権利および義務を有する。
- ② 前項のスイス人は、国民院議員選挙および連邦の選挙に参加し、また、連邦の諸問題にかんする国民イニシアティブおよびレファレンダムについて、これを提起しまたそれに署名することができる。

#### 第一三七条（政党）

政党は、国民の意見および意思の形成につき協働する。

第二章 イニシアティブおよびレファレンダム

第二三八条 (連邦憲法全面改正への国民イニシアティブ)

① 一〇万人の有権者は、連邦憲法の全面改正を提案することができる。

② 右の請求は、国民の投票に付さなければならない。

第二三九条 (連邦憲法部分改正への国民イニシアティブ)

① 一〇万人の有権者は、連邦憲法の部分改正を提案することができる。

② 連邦憲法の部分改正を求める国民イニシアティブでは、一般的發議の形式または完成された草案の形式のいずれかをとることができる。

③ イニシアティブが、形式の統一性、題材の統一性に欠け、または、国民の権利にかんする強行規定に反している場合には、連邦議會は、それを全部または一部無効である旨宣言する。

④ 連邦議會は、一般的發議の形式で提案されたイニシアティブに同意した場合には、イニシアティブの意味に即した部分改正〔案〕を作成し、それを国民および邦の投票に付さなければならない。このイニシアティブに同意しない場合には、連邦議會は、それを国民の投票に付し、国民は、このイニシアティブが受容されるべきか否かを決定する。是認されたならば、連邦議會は、相応の〔連邦憲法部分改正〕案を作成する。

⑤ 完成された草案の形式で提案されたイニシアティブは、国民と邦の投票に付される。連邦議會は、このイニシアティブが採択されるべきか拒否されるべきかについて、勧告をおこなう。拒否を勧告する場合、連邦議會は、このイニシアティブに対抗草案 (Gegentwurf) を添付する〔こと〕ができる。

⑥ 国民と邦は、イニシアティブと対抗草案について、同時に投票する。有権者は、右提案の双方に賛成票を投ずることができ、両提案とも採択された場合には、有権者は、いずれを優位させるかについて自己の態度を表明することができるが、それにあたっては、一の提案が国民の多数の票を獲得し、他の提案が邦の多数の票を獲得している場合には、いずれの提案も発効することはない。

#### 第一四〇条（義務的レファレンダム）

① 左の事項は、これを国民と邦の投票に付す。

a. 連邦憲法の改正。

b. 集団的安全保障機構または超国家的共同体への加盟。

c. 憲法にもとづかず、かつ、一年を超えて効力を有する、緊急と宣言された連邦法律。この連邦法律は、連邦議会による採択ののち一年以内にこれを（「国民と邦の」）投票に付さなければならない。

② 左の事項は、これを国民の投票に付す。

a. 連邦憲法の全面改正を求める国民イニシアティブ。

b. 連邦議会によって否決された、一般的発議の形式における連邦憲法部分改正を求める国民イニシアティブ。

c. 連邦憲法の全面改正をおこなうか否かの問題で、〔連邦議会〕両院の一致をみていない場合。

#### 第一四一条（任意的レファレンダム）

① 左の事項は、五万人の有権者または八邦の請求にもとづいて、これを国民の投票に付す。

a. 連邦法律。

b. 一年を超えて効力を有する、緊急と宣言された連邦法律。

c. 任意的レファレンダムに付すことが憲法または法律で定められている連邦決議。

d. 左の内容をもつ国際条約。

1. 期限が付されず、かつ、終了通告権が留保されていないもの。
2. 国際機構への加盟を定めているもの。
3. 多数国間の法の統一化を惹起するもの。

② 連邦議会は、その他の国際条約についても、これを任意的レファレンダムに付すことができる。

#### 第二四二条（過半数の必要）

- ① 国民の投票に付された請求は、それについて投票者の過半が賛成をしたときに採択される。
- ② 国民と邦の投票に付された請求は、それについて投票者の過半と邦の過半が賛成を示したときに採択される。
- ③ 国民投票の邦毎の結果は、当該邦の投票とみなされる。
- ④ オプヴァルデン、ニートヴァルデン、バーゼルⅡシユタット、バーゼルⅡラントシャフト、アツペンツェル・アウサーローデンおよびアツペンツェル・インナーローデンの各邦は、それぞれ二分の一の邦投票〔権〕を有する。

### 第五編 連邦官庁

#### 第一章 一般規定

##### 第一四三条（被選任権）

国民院、連邦参事会および連邦裁判所〔の各成員〕については、すべての有権者がそれに選任される資格を有する。

#### 第一四四条（兼職禁止）

- ① 国民院議員、全邦院議員、連邦参事会閣僚ならびに連邦裁判所女性裁判官および男性裁判官は、同時に右のうちの他の官庁の一員となることはできない。
- ② 連邦参事会閣僚および連邦裁判所の専任の裁判官は、連邦のものであれ、邦のものであれ、いかなる他の官職にも就いてはならず、また、その他何らの営業活動もおこなってはならない。
- ③ その他の兼職禁止については、法律でこれを定める。

#### 第一四五条（任期）

国民院議員および連邦参事会閣僚ならびに女性連邦官房長官および男性連邦官房長官は、四年の任期で選任される。連邦裁判所の女性裁判官および男性裁判官については、任期は六年である。

#### 第一四六条（国家賠償）

連邦は、その機関が職務行為の遂行にかんして違法に惹起した損害について、その責に任ずる。

#### 第一四七条（意見聴取手続）

邦、政党および利益団体は、重要な法令およびその他多大の影響力をもつ計画ならびに重要な国際条約が準備される際には、意見を聴取される機会を得る。

## 第二章 連邦議會 (Bundesversammlung)

## 第一節 組織

## 第一四八条 (地位)

① 連邦議會は、国民および邦の権利を留保して、連邦における最高の権力を行使する。

② 連邦議會は、国民院 (Nationalrat) および全邦院 (Sunderat) の二院から成る。両院は、相互に対等である。

## 第一四九条 (国民院の構成と議員の選任)

① 国民院は、二〇〇名の国民代表から成る。

② 議員は、国民により、直接選挙で、比例の原則にもとづいて選ばれる。議員は、四年毎にこれを改選する。

③ 各邦は、一つの選挙区を形成する。

④ 議席は、住民人口に応じて邦に配分される。いずれの邦も、少なくとも一議席を有する。

## 第一五〇条 (全邦院の構成と議員の選出)

① 全邦院は、四六名の邦代表から成る。

② オプヴァルデン、ニートヴァルデン、バーゼルシユタット、バーゼルラントシャフト、アツペンツェル・アウ

サーローデンおよびアツペンツェル・インナーローデンの各邦は、それぞれ一名の女性議員または男性議員を選出する。その他の邦は、それぞれ二名の議員を選出する。

③ 全邦院議員の選出〔の方法〕は、邦がこれを定める。

## 第五十一条（会期）

① 両院は、原則として、会期毎に集会する。招集にかんする事項は、法律でこれを定める。

② 一院の四分の一の議員または連邦参事会は、臨時の会期に両院を招集することを要求することができる。

## 第五十二条（議長）

各院は、それぞれの議員の中から、一年の任期で、一名の女性議長または男性議長ならびに女性第一副議長または男性第一副議長および女性第二副議長または男性第二副議長を選任する。次年度における再任は、これをすることができない。

## 第五十三条（議会委員会）

① 各院は、それぞれの議員から成る委員会を設ける。

② 合同委員会については、法律により、それにかんする定めをすることができる。

③ 法制定の性質をもたない権限については、法律により、これを委員会に付託することができる。

④ 委員会は、その任務の遂行のために、照会権、閲覧権および調査権限を有する。その範囲については、法律でこれを定める。

## 第五十四条（会派）

連邦議会の議員は、会派を形成することができる。

## 第五十五条（議会の機関）

連邦議会は、議会の機関を自由に動かす。連邦議会は、連邦行政の各部署を召喚することができる。詳細は、法律でこれを定める。

第二節 手 続

第一五六条 (各院別の活動)

- ① 国民院および全邦院は、各々別個に活動する。
- ② 連邦議会の決議が成立するには、両院の合意を必要とする。

第一五七条 (共同の活動)

- ① 国民院および全邦院は、左の事項にかんしては、女性国民院議長または男性国民院議長の下で、連合連邦議会 (Vereinigte Bundesversammlung) として、共同で活動する。

a. [連邦参事会閣僚等を] 選任すること。

b. 最高連邦諸官庁間の権限争議を裁定すること。

c. 恩赦を言い渡すこと。

- ② 連合連邦議会は、前項に加えて、特別の機会に、かつ、連邦参事会の説明を受けるために集会する。

第一五八条 (会議の公開)

両院の会議は、公開する。法律により、例外を定めることができる。

第一五九条 (活動能力および多数決の必要)

- ① 両院は、各々の議員の過半数が出席している場合に、有効に活動することができる。
- ② 各院において、また連合連邦議会においては、投票者の過半数で決定をおこなう。
- ③ ただし、左の事項については、各院の総議員の過半数の賛成を必要とする。



- a. 連邦法律について緊急であることの宣言。
  - b. 補助金規定ならびに債務信用および二〇〇〇万フランを超える一回限りの新規の支出または二〇〇万フランを超える反復的な新規の支出をもたらす支出範囲〔の議決〕。
- ④ 連邦議会は、前項第b号の金額を、命令により、物価騰貴に適合させることができる。
- 第一六〇条（イニシアティブ〔議案提出〕権および提案権）
- ① すべての両院議員、すべての党派、すべての議会委員会およびすべての邦は、連邦議会に対して議案を提出する権利を有する。
- ② 両院議員および連邦参事会閣僚は、議題となつている問題について、動議を提出する権利を有する。
- 第二六一條（訓令の禁止）
- ① 連邦議會議員は、いかなる指令も受けることなく投票する。
  - ② 連邦議會議員は、利益〔団体による〕拘束から自由である。
- 第二六二條（特権）
- ① 連邦議會議員および連邦参事会閣僚ならびに女性連邦官房長官または男性連邦官房長官は、その意見表明にかんして、両院およびその機関から法的に責任を問われることはない。
  - ② 前項以外の種類の特権については、法律がこれを定め、より広い範囲の人に及ぼすことができる。

第三節 権 限

第一六三条 (連邦議会の法令の形式)

- ① 連邦議会は、立法を連邦法律または命令の形式で公布する。
- ② 前項以外の法令は、連邦議決の形式で発せられる。レファレンダムに付されない連邦決議は、これを単純連邦決議と呼ぶ。

第一六四条 (法律制定)

- ① 重要な立法はすべて、連邦法律の形式で公布しなければならない。とくに、左の事項にかんする基本的規定は、法律形式による。
  - a. 政治的権利の行使。
  - b. 憲法上の権利の制限。
  - c. 人の権利および義務。
  - d. 納税義務者の範囲ならびに租税の対象および配分。
  - e. 連邦の任務および給付。
  - f. 連邦法の〔邦法への〕移管およびその執行の際の邦の義務。
  - g. 連邦官庁の組織および手続。
- ② 法制定の権限は、それが連邦憲法によって禁じられていない限りで、連邦法律により、これを〔邦に〕委譲することができる。

## 第一六五条（緊急の場合の法律制定）

- ① 施行の延引が許されない連邦法律は、各院の総議員の過半数により、緊急である旨宣言し、直ちにこれに効力を生じさせることができる。その効力には期限が付されなければならない。
  - ② 緊急である旨宣言された連邦法律に対して国民投票が要求された場合には、それが一年以内に国民によって承認されない限り、連邦議会による採択の後一年で効力を失う。
  - ③ 緊急である旨宣言された連邦法律で憲法にもとづかないものは、それが一年以内に国民と邦によって承認されない限り、連邦議会による採択の後一年で効力を失う。この法律には、期限が付されなければならない。
  - ④ 緊急である旨宣言された連邦法律で、投票によって採択されなかったものはこれを更新することができない。
- ## 第一六六条（対外関係および条約）

- ① 連邦議会は、対外政策の形成に関与し、また、外国との関係の保全を監督する。
- ② 連邦議会は、国際法上の条約を承認する。ただし、法律または国際法上の条約にもとづいて連邦参事会が締結権限を有している条約については、この限りでない。

## 第一六七条（財政）

連邦議会は、連邦の支出を決定し、概算を確定し、また、国の会計について検査する。

## 第一六八条（選任）

- ① 連邦議会は、連邦参事会閣僚、女性連邦官房長官または男性連邦官房長官、連邦裁判所の女性裁判官および男性裁判官ならびに〔スイス軍〕将軍を選任する。
- ② 連邦議会が、前項の他にも、選任を〔自ら〕おこない、または、〔他の機関のした選任を〕裁可することについては、法律でこれを定めることができる。

第一六九条 (監督)

① 連邦議会は、連邦参事会および連邦行政、連邦の裁判所ならびにその他連邦の任務の支担機関に対し、監督をおこなう。

② 「議会の」監査委員会が「前項の監督を目的として」法律の定める特別の委員派遣をおこなう場合、「被監督機関は」これに対していかなる秘密保持義務も持ち出すことはできない。

第一七〇条 (実効性の審査)

連邦議会は、連邦の措置を、その実効性にかんして審査することについて、配慮する。

第一七一条 (連邦参事会への委託)

連邦議会は、「その任務を」連邦参事会に委託することができる。その詳細、とりわけ、連邦議会在連邦参事会の権限領域において影響を及ぼすことのできるような仕組みを、法律で定める。

第一七二条 (連邦と邦との関係)

① 連邦議会は、連邦と邦との関係を維持するために配慮する。

② 連邦議会は、邦憲法の保障にあたる。

③ 連邦議会は、邦間の協約および外国との間の条約について、連邦参事会または他の国が異議を申し立てた場合は、これを承認する〔役割を引き受ける〕。

第一七三条 (その他の任務と権限)

① 連邦議会は、以上に加えて、左の任務と権限を有する。

- a. 連邦議会は、スイスの対外的安全、独立および中立の保持のための措置を講じる。
- b. 連邦議会は、国内の安全を保障するための措置を講じる。

- c. 非常事態により必要とされるときには、連邦議会は、本項第 a・b 号にもとづく任務を遂行するために、命令または単純連邦決議を制定することができる。
  - d. 連邦議会は、現役〔の軍務〕(Aktivdienst) の整序につとめ、そのために軍またはその一部を動員する。
  - e. 連邦議会は、連邦法を施行するための措置を講じる。
  - f. 連邦議会は、現に提示されている国民イニシアティブの有効性について判定する。
  - g. 連邦議会は、重要な国家活動を計画するにあたって、これに協働する。
  - h. 連邦議会は、連邦法律が明示的に定めている範囲で、個別の行為にかんして裁判する。
  - i. 連邦議会は、最高連邦諸官庁間の権限争議を裁判する。
  - k. 連邦議会は、恩赦を言い渡し、大赦について決定する。
- ② 連邦議会は、以上に加えて、連邦の権限に属しかつ他の官庁のものとなされていない事項を扱う。
- ③ 連邦議会は、法律により、その他の任務および権限を連邦議会に委譲することができる。

### 第三章 連邦参事会 (Bundesrat) および連邦行政

#### 第一節 組織および手続

##### 第一七四条 (連邦参事会)

連邦参事会は、連邦の最高の執行的・指導的官庁である。

## 第一七五条 (構成と選任)

- ① 連邦参事会は、七名の閣僚から成る。
- ② 連邦参事会閣僚は、連邦議会により、国民院の総選挙毎に選任される。
- ③ 同一邦から一名を超える閣僚を選任することはできない。

〔第三項以下は、一九九九年二月七日の国民投票により前もって採択されていた次の両項が現行法である。〕

- ③ 連邦参事会閣僚は、国民院議員についての選挙権を有するすべての女性スイス市民および男性スイス市民の中から、四年の任期で、これを選任する。
- ④ 右の選任にあたっては、国内各地域と言語領域が適切に代表されるよう配慮しなければならない。

## 第一七六条 (議長)

- ① 女性連邦大統領または男性連邦大統領は、連邦参事会の議長職を掌理する。
- ② 連邦参事会の女性連邦大統領または男性連邦大統領および女性副大統領または男性副大統領は、連邦参事会閣僚の中から、一年の任期でこれを選任する。
- ③ 翌年度における再任は、禁止される。女性連邦大統領または男性連邦大統領であった者は、翌年度には、女性副大統領または男性副大統領に選任されることもできない。

## 第一七七条 (同僚制および分掌制)

- ① 連邦参事会は、同僚体 (Kollegium) として決定にあたる。
- ② 連邦参事会の事務は、その準備および配分にあたっては、各省ごとに、個々の閣僚にこれを配分する。

③ 連邦参事会の事務は、各省またはその下にある官庁に対し、自律的な処理を求めて、これを委譲することができる。それにあたっては、法的保障を確保しなければならない。

#### 第一七八条（連邦行政）

① 連邦参事会は、連邦行政を指導する。連邦参事会は、連邦行政の目的に適合した組織、および、その目的達成に向けた任務遂行に配慮する。

② 連邦行政は、各省に分割される。連邦参事会各閣僚が各省を指揮する。

③ 行政の任務は、法律により、連邦行政〔府〕に属さない公法上または私法上の組織および人に、これを委譲することができる。

#### 第一七九条（連邦官房）

連邦官房は、連邦参事会の全般的幹部官署 (Stabsstelle) である。連邦官房は、女性連邦官房長官または男性連邦官房長官が、これを指揮する。

### 第二節 権 限

#### 第一八〇条（統治政策）

① 連邦参事会は、その統治政策の目的と手段を決定する。連邦参事会は、国家活動を計画し、調整する。

② 連邦参事会は、その活動を、優越的な公的または私的利益と対立しない限りで、公衆に対して適時かつ包括的に通知する。

## 第一八一条 (議案提出権)

連邦参事会は、連邦議會に、連邦議會が公布すべき〔法令の〕草案を提出する。

## 第一八二条 (法の制定と執行)

① 連邦参事会は、憲法または法律によって授權されている限りで、立法的定めを、命令の形式で公布する。

② 連邦参事会は、法律、連邦議會の決定、および、連邦の裁判官庁の判決の執行のために配慮する。

## 第一八三条 (財政)

① 連邦参事会は、財政計画を練り上げ、見積りを起案し、また、国家会計を整序する。

② 連邦参事会は、秩序に即した国の財政に配慮する。

## 第一八四条 (外国との関係)

① 連邦参事会は、連邦議會の協働権を留保しつつ、外務に配慮する。連邦参事会は、対外的にスイスを代表する。

② 連邦参事会は、条約に署名し、それを批准する。連邦参事会は、条約を、連邦議會にその承認を求めて提出する。

③ 国の利益を擁護するために必要がある場合には、連邦参事会は、命令を發し処分をなす。命令には、期限を付す。

## 第一八五条 (対外・対内の安全保障)

① 連邦参事会は、スイスの対外的安全、独立および中立の保持のための措置を講じる。

② 連邦参事会は、対内的安全の保持のための措置を講じる。

③ 連邦参事会は、公共の秩序もしくは対内的または対外的安全を侵犯し、または直接脅かしている重大な妨害に対処するために、直接本条を根拠として、命令を發し処分をすることができる。命令には、期限を付す。

④ 緊急事態にあっては、連邦参事会は、軍を動員することができる。連邦参事会が四〇〇〇名を超える軍の兵員を現役の中から動員し、または、この出動が三週間より長きにわたるときには、連邦議會を即時に招集しなければならな



い。

#### 第一八六条（連邦と邦との関係）

- ① 連邦参事会は、連邦と邦との関係を保全し、邦と協働する。
  - ② 連邦参事会は、連邦法の〔邦における〕施行が求められている分野について、邦の法令制定を認める。
  - ③ 連邦参事会は、邦間の協約または邦と外国との間の条約について、異議を申し立てることができない。
  - ④ 連邦参事会は、連邦法ならびに邦憲法および邦間の協約の維持について配慮し、必要な措置を講じる。
- #### 第一八七条（その他の任務および権限）

- ① 連邦参事会は、さらに、左に任務および権限を有する。
  - a. 連邦参事会は、連邦行政〔庁〕およびその他の連邦の任務の支担機関を監督する。
  - b. 連邦参事会は、その職務およびスイスの情勢にかんして、定期的に、連邦議会に対して報告する。
  - c. 連邦参事会は、他の官庁の権限とされていない選任事務について、これをおこなう。
  - d. 連邦参事会は、法律が定めている限りで、訴願を処理する。
- ② 以上の他の任務および権限についても、法律により、これを連邦参事会に委譲することができる。

### 第四章 連邦裁判所

#### 第一八八条（地位）

- ① 連邦裁判所は、連邦の最高の裁判官庁である。
- ② その組織および手続については、法律によってこれを定める。

③ 連邦裁判所は、その行政部を設ける。

④ 連邦裁判所の女性裁判官および男性裁判官の選任にあたっては、連邦議会は、各公用語が代表されるよう配慮しなければならぬ。

第一八九条（憲法裁判権）

① 連邦裁判所は、左の事項について裁定する。

a. 憲法上の権利の侵害を理由とする訴え。

b. 地方自治の侵害、その他、公法上の団体のために邦のする保障の侵害を理由とする訴え。

c. 国家間の条約または邦間の協約の侵害を理由とする訴え。

d. 連邦と邦との間の、または、邦相互間の公法上の争訟。

② 一定の事案については、法律により、これを他の連邦官庁の決定に振り当てることができる。

第一九〇条（民事、刑事および行政事裁判権）

① 民事事件、刑事事件および行政事件における、または、他の法領域における連邦裁判所の権限は、これを法律により定める。

② 邦は、連邦議会の承認を得て、自邦の行政法にかかわる争訟の裁定を、連邦裁判所に委譲することができる。

第一九一条（基準法）

連邦法律および国際法は、連邦裁判所およびその他の法適用官庁を拘束する。

〔二〇〇〇年三月一二日の国民投票により、第四章全体が変更された。〕

#### 第四章 連邦裁判所およびその他の裁判官庁

##### 第一八八条（連邦裁判所の地位）

① 連邦裁判所は、連邦の最高の裁判官庁である。

② その組織および手続については、法律によつてこれを定める。

③ 裁判所は、その行政権を自ら行使する。

##### 第一八九条（連邦裁判所の権限）

① 連邦裁判所は、左の事項の侵害を理由とする争訟を展望する。

a. 連邦法。

b. 国際法。

c. 邦際法。

d. 邦の憲法上の権利。

e. ゲマインデ自治およびその他の、邦による公法人のための保障。

f. 政治的権利にかんする連邦および邦の規定。

② 連邦裁判所は、連邦と邦との間の、または邦間の争訟を裁定する。

③ 連邦裁判所のその他の権限は、法律にもとづいてこれを定めることができる。

- ④ 連邦議会および連邦参事会の活動は、これを連邦裁判所に提訴することはできない。
- 第一九〇条 (基準法)
- 連邦法律および国際法は、連邦裁判所およびその他の法適用官庁を拘束する。
- 第一九一条 (連邦裁判所への提訴)
- ① 法律は、連邦裁判所への提訴を保障する。
  - ② 原則的意義を有する法律問題にかかわらない争訟については、連邦裁判所が、訴訟物価格による制限を定めることができる。
  - ③ 一定の事件領域については、法律により、連邦裁判所への提訴を排除することができる。
  - ④ 理由に欠けることが明白な訴えについては、法律により、略式手続を定めることができる。
- 第一九一条の二 (連邦のその他の裁判官庁)
- ① 連邦は、刑事裁判所を設置する。刑事裁判所は、連邦の裁判権にかんする法律によって割り当てられた刑事事件につき、第一審としてこれを裁定する。連邦刑事裁判所のその他の権限は法律にもとづいてこれを定める。
  - ② 連邦は、連邦行政の権限領域における公法上の争訟を裁定する裁判官庁を設置する。
  - ③ 法律は、連邦その他の裁判官庁を定めることができる。
- 第一九一条の三 (邦の裁判官庁)
- ① 邦は、民事上および公法上の争訟ならびに刑事事件について裁定するための裁判官庁を定める。
  - ② 邦は、合同の裁判官庁を設置することができる。

## 第六編 連邦憲法の改正および経過規定

### 第一章 改正

#### 第一九二条（原則）

① 連邦憲法は、何時でも、その全部または一部を改正することができる。

② 改正は、連邦憲法およびそれにもとづく立法が別に定めている場合を除き、これを法律制定の方法でおこなう。

#### 第一九三条（全面改正）

① 連邦憲法の全面改正は、これを、国民または両院が提案し、もしくは、連邦議会が決議することができる。

② 国民によるイニシアティブが出され、または、両院が一致しなかった場合には、国民が、全面改正を成就させるかどうかを決定する。

③ 国民が全面改正をおこなうことに同意した場合、両院議員を新たに選挙する。

④ 国際法の強行規定は、「連邦憲法改正によつて」これを侵害してはならない。

#### 第一九四条（部分改正）

① 連邦憲法の部分改正は、国民が要求し、または、連邦議会が決議する。

② 部分改正は、内容の統一性が維持されていなければならず、また、国際法の強行規定を侵害するものであつてはならない。

③ それに加えて、部分改正を求める国民イニシアティブは、形式の統一性が維持されていなければならない。

## 第一九五条 (発効)

全面的または部分的に改正された連邦憲法は、国民および邦によって採択されたときに効力を発する。

## 第二章 経過規定 [省略]

〔経過規定は、憲法の最終条文である第一九六条の一か条のみであるが、大部のものである。〕

〔出典〕新連邦憲法は、Sammlung der eidgenössischen Gesetze (AS) 1999 2556 に、また、「司法改革」にともなう改正部分は、Bundesblatt der Schweizerischen Eidgenossenschaft (BBl) 1999 8633 に、それぞれ拠った。

(完)

## 後記

スイス憲法学上の重要文献の一つである Müller, J. P.: Elemente einer schweizerischen Grundrechtstheorie の拙訳を本誌に公開し始めたのは、二〇〇六年であった。その後、毎号欠かさずに掲載し、二〇一一年の本号をもって完結した。

この間は、所属する愛知大学法科大学院での仕事が、同僚のすべての教員方と同様、多忙を極める時期であった。その中で、この訳業を公にすることでせめても研究者であることの小さな証としたい、という気持ちに動かされていた。いずれの掲載稿も、本来ならば当然に求められるところの、十分に時間をかけた推敲ができておらず、忸怩たる思いが残

る。今後機会を得て補いたいと思う。

掲載したもののうち、事項索引までは原著者の作品であるが、末尾に、翻訳者の判断で二つの資料を付加した。この書物がわが国で読まれる場合の配慮として、および、原著書刊行後にスイス連邦憲法が抜本的に改正されたことを考慮してのことである。いずれも既発表のものでありながら、十分な補訂等を施すことができなかつたが、理解の一助となれば幸いである。

長期にわたって、伝統ある『法経論集』誌に紙面を与えられたことにつき、愛知大学法学会に深甚の感謝の意を表したい。